

これまでの経過と適正配置の実施まで

資料3

学校再編にかかる検討

区教育担当次長（区長）が学校再編整備計画を検討し、その内容につき保護者や住民への説明・意見聴取を行う。

令和4年度以降、教育委員会会議への上程までに、保護者・地域住民を対象とした説明会や意見聴取を実施しました。

学校再編整備計画案の作成

区教育担当次長（区長）が学校再編整備計画案を作成する。内容は、学校適正配置の手法、実施時期、活用する学校施設、整備計画、通学路、児童数・学級数の見込みなど。

令和6年第3回教育委員会会議（令和6年2月13日）にて今福小学校・放出小学校学校再編整備計画が承認されました（再編整備の時期は令和10年4月）。

学校再編整備計画案の上程

教育委員会会議による審議及び議決を行う。

学校再編整備計画の公表

議決された計画を城東区役所ホームページにて公表する。
※以降の過程で計画の重要な事項に変更が生じれば、改めて教育委員会会議の議決を経て公表する。

ホームページで公表後、学校施設の改修期間に変更が生じたことから、令和6年第10回教育委員会会議（令和6年6月25日）にて計画変更が承認され、学校再編整備の時期が令和11年4月となりました。

学校適正配置検討会議

学校再編整備計画の事項に関する意見聴取を行う。

市会

学校設置条例改正案を審議する。

学校再編整備